

営繕工事の設計及び工事監理業務委託基準

1 目的

この基準は、県有施設の営繕工事にかかる基本設計、実施設計、耐震診断、設計意図伝達（設計監理）及び工事監理（以下「設計及び工事監理」という。）の業務の委託について必要な事項を定め、業務委託事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 適用

この基準は、秋田県の機関が発注する営繕工事の設計及び工事監理の業務の委託に適用する。

3 委託業務の内容

委託業務の内容は、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第25条の規定に基づく告示（令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号）に定める標準業務とするほか、別に定める営繕工事設計業務委託共通仕様書及び営繕工事監理業務委託共通仕様書によるものとする。

4 業務委託契約

業務の委託契約は、別に定める営繕工事設計業務委託契約書及び営繕工事監理業務委託契約書によるものとする。

5 業務委託料

営繕工事の設計及び工事監理の業務委託料は、別に定める算定基準による。

6 その他

この基準に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成17年10月 1 日から施行する。

2 設計及び工事監理業務委託基準は廃止する。

附 則

この基準は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年 4月 1日から施行する。